

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称等	名 称 江差町営レストラン 所在地 江差町字中歌町193番地
2 指定の期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）
3 指定管理者の候補者	名 称 株式会社 江差観光振興公社 所在地 江差町字中歌町193番地
4 募集方法	公 募 <input type="checkbox"/> 非 公 募 <input checked="" type="checkbox"/>
5 管理業務内容	(1) レストラン及びサービス業務 (2) 施設及び設備の維持管理業務
6 指定管理料参考額	町からの支出はない
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、税務課長、政策推進課長、建設水道課長、農林水産課長、追分商工観光課長、学校教育課長、町民福祉課長
9 審査経過	平成24年2月1日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成24年2月28日 申請者より申請書提出 平成24年2月29日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定
10 委員会意見	(1) 申請者は、昭和57年以来長年にわたり、レストラン運営に携わっており、公の施設として利用者の平等な利用及びサービスの確保がなされ、食の提供に関して、問題等をおこしておらず、安全で、安定したレストランの運営管理を行っていることから、今後においても安定したレストラン経営が期待できる。 また、観光エージェントとの間に長期継続的な信頼関係もあることから、民間企業の柔軟な発想を生かし、利用客の増加やサービスの向上が期待される。 (2) 申請者は、町営レストランという特定目的の施設管理のために江差町も出資を行って設立された法人であり、今後も江差追分会館との連携の中で、会館利用客の相乗効果が期待できる。

北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約 新旧対照表

35

変更後		現行	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、赤平市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、増毛町、白老町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、上川中部消防組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、赤平市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、 <u>上砂川町</u> 、増毛町、白老町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、上川中部消防組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合
2 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務		2 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
3 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務		3 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	
4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務		4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務	
5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務		5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務	
6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務		6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務	
7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務		7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務	
8 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	(略)	8 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	(略)
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)
10 公立学校の学校医、学校歯科医	(略)	10 公立学校の学校医、学校歯科医	(略)

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変 更 後		現 行	
<p>及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>		<p>及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	

氏名 たか はしみのる
高橋 實



生年月日



住所

檜山郡江差町字



最終学歴 昭和31年3月 北海道農業協同組合講習所卒業

職歴等 昭和31年まで 上川郡江丹別農業協同組合
昭和31年より (株)いちりき商店

公職歴等

昭和51年 6月～昭和56年 5月	江差町選挙管理委員会委員
昭和58年12月～平成 6年11月	江差中央商店街協同組合理事長
平成12年12月～平成14年11月	
昭和41年 4月～平成23年 3月	江差町国民健康保険協議会委員
昭和59年 2月～	江差町都市計画審議会委員
平成 3年 4月～	江差町固定資産評価審査委員会委員

氏名 かわ ばた せい ご
川 端 成 吾

生年月日



住所 檜山郡江差町字



最終学歴 昭和35年3月 江差高等学校卒業

職歴等

昭和37年	4月～昭和46年	3月	江差土地改良区
昭和46年	4月～平成12年	9月	江差町役場
平成12年	10月～平成13年	3月	江差町社会福祉協議会事務局長
平成13年	4月～平成20年	3月	檜山支庁管内町村会事務局長
			檜山支庁管内町村議会議長会事務局長
			檜山支庁管内町村等監査委員協議会事務局長
			檜山支庁管内町村選挙管理委員会連合会事務局長
			檜山総合開発期成会事務局長

公職歴等

平成20年 3月～ 江差町監査委員

(平成23年12月1日～平成24年2月29日)

要望団体	要望内容	備考
	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道江差警察署 道道小黒部鹹川935線江差北小学校前横断歩道への手押し信号機の設置</p>	12月19日 江差
江差町単独	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道函館建設管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚沢部川河川改修工事について <ul style="list-style-type: none"> ・基栄橋付近の交通安全対策について ・河口蛇行対策について ・防砂林対策について ○鹹川河床低下対策について ○災害対策について <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地区の工事着手(新栄・新地・津花地区) ・急傾斜管理用道路の改修及び設置(津花地区) ○泊(檜山)漁港漂砂堆積(浚渫要望)対策について ○旧国道橋の撤去について(厚沢部川) <p>□北海道開発局函館開発建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道228号線「かもめ島入口」前の急カーブ解消整備について ○国道関連の維持補修及び待避所の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の維持管理(伏木戸地区) ・草刈について(国道沿線全般) ・車両待避所の整備について(大洞地区「町道」) ○国道228号線(津花町)斜路の解体撤去について ○「みなとオアシス江差」国道案内標識の設置について ○国道228号線沿い五勝手バス待合所の改修について ○旧国道橋の杭の撤去について(厚沢部川) <p>□NHK函館放送局 第50回江差追分全国大会に向けた協力要請</p>	12月21日 函館
	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道市町村振興協会 いきいきふるさと推進事業について</p> <p>□北海道議会 江差追分「北海道議会議場コンサート」要請</p>	2月10日 札幌
	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道開発局函館開発建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧国道橋の杭の撤去について(厚沢部川) <p>□北海道函館建設管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧国道橋の杭の撤去について(厚沢部川) 	2月15日 札幌
南檜山第2次医療圏構成町	<p>■「道立江差病院」の医療体制・機能の充実整備と早期に出産できる医療体制の確保に向けた要請行動</p> <p>□医師の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医の常勤化 ・麻酔科医の常勤化(分娩再開の実現と二次救急医療の確保) ・小児科医(複数体制化) ・外科機能の維持(二次救急医療の確保) ・呼吸器科医の常勤化 	1月30日 札幌 北海道 ・保健福祉部部長 ・医療政策局長 ・道立病院室長 札幌医科大学 ・学長、各教授